

令和5年度さつま町国民保護計画修正案の主な概要

令和6年3月

1 「国民の保護に関する基本方針」の改定に伴う変更

国民の保護に関する基本指針の変更（平成29年12月19日付）に伴い、安否情報システム運用、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用開始等による修正

(1) 警報等の情報伝達手段関連

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう情報伝達手段として緊急情報ネットワークシステム（Em-Net：平成26年）、全国瞬時警報システム（J-ALERT：平成21年）を追加

第2編 平素からの備えや予防

第1章第3 通信の確保 P 2 9

第4 情報収集・提供等の体制整備 P 3 1

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4章第1 警報の伝達等 P 6 5

(2) 安否情報の収集、整理及び提供関係

安否情報システム導入（平成20年4月）により同システムを用いた報告について追加

第2編 平素からの備えや予防

第1章第4 情報収集・提供等の体制整備 P 3 1

第3編 武力攻撃事態等への対処

第6章 1 安否情報の収集・提供 P 7 6

(3) 避難行動要支援者関係

避難時に特に支援が必要な者を、「避難行動要支援者」とし、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付け（平成25年8月）されたことに伴い、関係部分の「要配慮者」を「避難行動要支援者」に修正

第2編 平素からの備えや予防

第2章 避難、救護及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え P 3 6・3 7

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4章第1 警報の伝達等 P 6 5

2 町の行政組織の再編に伴う変更

令和4年4月の再編（初稿計画は平成19年2月策定）に伴い修正

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等 P 2 0～

3 経年変化による変更

統計数値の変更、関係機関等の名称等変更等

第1編 総論

第1章 6 用語の定義 P 4～6

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
P 10・11

第4章 町の地理的、社会的特徴 P 12～14

第3編 武力攻撃事態等への対処

第12章 町の特性に応ずる対処 P 98

4 本文構成の修正

第2章本文中に記載してある関係機関等の連絡先を第5編の後に新たに資料編項目を起し関係機関等の連絡先、避難所、特殊標章等交付要領告示及び国民保護に関する避難実施要領モデル等含め編綴

項目	平成19年2月版	令和6年3月版
第1編	総論	
第2編	平素からの備えや予防	
第3編	武力攻撃事態等への対処	
第4編	復旧等	
第5編	緊急対処事態への対処	
<u>資料編</u>	なし。	<u><編集></u> <u>1 関係機関等の連絡調整先</u> <u><追加></u> <u>2 避難予定場所（指定避難所）</u> <u>3 さつま町特殊標章及び身分証明書</u> <u>に関する交付要領（告示第31号）</u> <u>4 広報文</u>

<追加>内容

- 2 避難予定場所
地域防災計画と同様に町の指定避難所を追加
- 3 さつま町特殊標章及び身分証明書に関する交付要領（告示第31号）
特殊標章及び身分証明書交付に関する根拠を追加
- 4 広報文
地域防災計画と同様に広報文の一例を追加